ができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（$E_{TA}$）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）は、それぞれ⑶イの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（$E_{TA}$）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況について、次に掲げる基準に適合していること。

ａ 屋根及び外壁の表面の著しいひび割れ又は著しい剥がれ、開口部の建具の著しい破損又は隙間、ひさし又は軒その他の日射の侵入を防止する部分の著しい破損、室内側の床、壁又は天井の表面の著しい結露の跡その他断熱等性能に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

ｂ 空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであること。

ロ 等級７

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶ロの基準に適合していること。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（$E_{TA}$）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）は、それぞれ⑶イの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（$E_{TA}$）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② イ②の基準に適合していること。

ハ 等級６

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶ハの基準に適合していること。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（$E_{TA}$）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）は、それぞれ⑶イの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（$E_{TA}$）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② イ②の基準に適合していること。

（新設）

イ 等級６

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下⑷において同じ。）により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶イの基準に適合していること。

② 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況について、次に掲げる基準に適合していること。

ａ 屋根及び外壁の表面の著しいひび割れ又は著しい剥がれ、開口部の建具の著しい破損又は隙間、ひさし又は軒その他の日射の侵入を防止する部分の著しい破損、室内側の床、壁又は天井の表面の著しい結露の跡その他断熱等性能に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

ｂ 空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであること。